

議員提出議案第5号

下水サーベイランス事業の実施に関する意見書

上記の議案を提出する。

令和5年9月28日

墨田区議会議長

福田 はるみ 様

| | | |
|-----|---------|---------|
| 提出者 | 墨田区議会議員 | 佐藤 篤 |
| | 同 | たきざわ 正宜 |
| | 同 | 大門 しろ |
| | 同 | あべ よしたけ |
| | 同 | おおこし 勝広 |
| | 同 | たかはしのりこ |
| | 同 | としま 剛 |
| | 同 | しみず 良平 |

下水サーベイランス事業の実施に関する意見書

新型コロナウイルス感染症の5類移行後、感染者数の把握が定点把握に変更されたこともあり、正確な感染状況が見えづらくなっている現在、今後起こりうる感染のピークや傾向を把握するためにも、また、新たな感染症に対応するためにも、「下水サーベイランス（疫学調査）」を全国の地方公共団体の下水処理場で実施すべきです。

感染症対策の基本は、適切な検査を正確に行うことが肝要ですが、PCR検査などでは感染者が自主的に検査を受けなければ陽性者を特定できず、各地域の感染の広がりや傾向をつかむことはできません。しかし、「下水サーベイランス（疫学調査）」を活用すれば、その地域の「見えない感染を見える化」でき、感染の初期段階から、医療機関の検査報告よりも早く感染の兆候が分かる可能性があり、その後の感染の規模や増減の傾向も把握できます。

また、内閣官房が、令和4年度に実施した「下水サーベイランスの活用に関する実証事業」でも、その結果報告において「将来の感染状況の予測によって、市民への注意喚起や地方公共団体の体制整備に活用できる可能性がある」と明記されたところ です。

よって、墨田区議会は、政府に対し、内閣感染症危機管理統括庁が司令塔となり、厚生労働省、国土交通省及び各地方公共団体の連携の下、下水サーベイランス事業が早急に全国展開されるよう、その体制等整備を強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和5年9月 日

墨田区議会議長名

内閣総理大臣
内閣官房長官
厚生労働大臣
国土交通大臣
感染症危機管理担当大臣

} あて